

1 基本的な考え方（基本理念）

教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と児童生徒自らいじめを解決する力を身に付けるための指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る。

【いじめを許さない学校づくり】

- 生徒理解を深め、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の人間関係づくりに努めることが重要である。
- いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るよう努めることが重要である。
- いじめている生徒に対しては、毅然とした指導が必要である。
- いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い見守っていくことが必要である。

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

2 いじめの防止等のための組織

(1) 生徒指導委員会

週に一度、生徒指導委員会（校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、学年生徒指導担当からなる）で学年、学級、配慮を要する生徒の現状や指導について、情報交換及び共通理解を図る。

(2) 職員会・学年会での情報交換及び共通理解

月に一度、学年職員で配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。必要に応じて全職員で共通理解を図る。

(3) 校内いじめ対策委員会

月に1度、定期的に開催する。緊急に開催が必要な際はその都度開催する。校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、関係教諭、スクールカウンセラー、その他で構成する。

<内容>

- ・いじめ防止の全体計画の策定
- ・いじめ発見のための調査
- ・関係機関との連携
- ・保護者への対応
- ・いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

3 「いじめの未然防止」について

(1) 教職員

- ①教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- ②人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ③効果的な校内研修の方法を工夫する。
- ④家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行われている。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員が、子どもたちの意見をきちんと受け止めて聞いている。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員が、子どもたちに明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。 |
| <input type="checkbox"/> 教職員自らの言動が、子どもたちに与える影響の大きさを強く自覚している。 |

(2) 生徒の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

- ① 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- ② 生徒会活動などで、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。 |
| <input type="checkbox"/> 子どもたちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。 |
| <input type="checkbox"/> 表情が明るく、にこやかで言葉遣いが適切である。 |
| <input type="checkbox"/> 明るくあいさつを交わす。 |
| <input type="checkbox"/> 生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。 |
| <input type="checkbox"/> 教室や学校が清潔で、整理整頓されている。 |
| <input type="checkbox"/> 規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。 |
| <input type="checkbox"/> 地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。 |

(3) 教育相談体制

- ① スクールカウンセラー、教育相談支援員、寄り添い支援員、生徒サポーター、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ② 校長の指導の下、教職員が生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

- | |
|---|
| ① 定期的な相談期間 |
| ② Hyper-QU、QU 検査
結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。 |
| ③ 毎月のアンケート
必要に応じて学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。 |

4 「早期発見」について

(1) いじめに係る情報収集・実態の把握

- ① 教師が豊かな感性で日頃から生徒理解、観察に努める。
- ② 生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

＜いじめに関する情報収集及び実態把握の方法＞

- 1 生活実態調査（いじめアンケート調査等）
- 2 個人面談
- 3 日常的な観察
- 4 心理テスト等

＜学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント＞

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

<家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント>

- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

<地域からの情報>

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童生徒の様子を報告してもらおう。

- 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子をおごらせている。登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- 道端や公園などで、一人ぼつんとしている。
- 集団（遊び）の中で一人だけ様子がおかしい。

5 「いじめに対する措置」について

(1) いじめ被害者への対応

- ① 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ② 被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ③ 教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるよう努める。